

粉末活性炭購入（単価契約）特記仕様書

本仕様書は、甲府市上下水道局「平瀬浄水場」において使用する、粉末活性炭（木質系）の単価契約について、必要な事項を定めるものである。

（購入期間）

- 1 契約締結日～令和3年3月31日まで

（予定購入量）

- 2 35,000kg

【参考】過去3年間の購入量実績

年度	購入量
平成29年度	350kg×36袋＝12,600kg
平成30年度	350kg×99袋＝34,650kg
平成31年度 (令和元年度)	350kg×50袋＝17,500kg

（納入場所）

- 3 甲府市上下水道局 平瀬浄水場（甲府市平瀬町437-3）

（品質）

- 4 水道用粉末活性炭は「JWWAK 113:2005-2」の規格に適合している製品とする。また、納入時50%程度の水分を含んだウェット炭を用いた製品とする。

（添付書類）

- 5 納入時には「水道施設の技術的基準を定める省令」に適合することを証明する公的機関またはそれに準ずる機関の分析結果表を提出するものとする。

（搬入量）

- 6 原則として1回の搬入量は、フレコンバック350kg入り10袋とする。

（製品の搬入）

- 7 受注者は、甲府市上下水道局から発注の連絡があった時は、速やかに浄水場内薬品処理棟までユニック車による搬入を行い、職員の指示により納品するものとする。

（注意事項）

- 8 搬入に際しては、職員の指示を遵守し、事故のないよう細心の注意を払うとともに、事故が発生した場合は、遅滞なく職員に報告し、その指示に従うものとする。

（緊急時の対応）

- 9 緊急を要する場合は、迅速な対応を行うとともに、発注者へ速やかに連絡するものとする。

（支払方法）

- 10 納入された製品の代金の支払は、納入ごとに行う。受注者は、契約単価に納入した数量を乗じた額を発注者に請求し、発注者は、納入の検収を行い適切であると判断した場合は、受注者に当該代金を支払うものとする。

（協議事項）

- 11 本仕様書に定めのない事由が発生した場合は、発注者と受注者で協議して定めるものとする。